

## 地域包括支援センター運営協議会について

(令和7年度 第1回久留米市地域包括支援センター  
の運営に関する協議会資料)

令和7年9月16日  
久留米市健康福祉部 長寿支援課

# 地域包括支援センターの業務及び運営協議会の役割について

## 1 地域包括支援センターとは

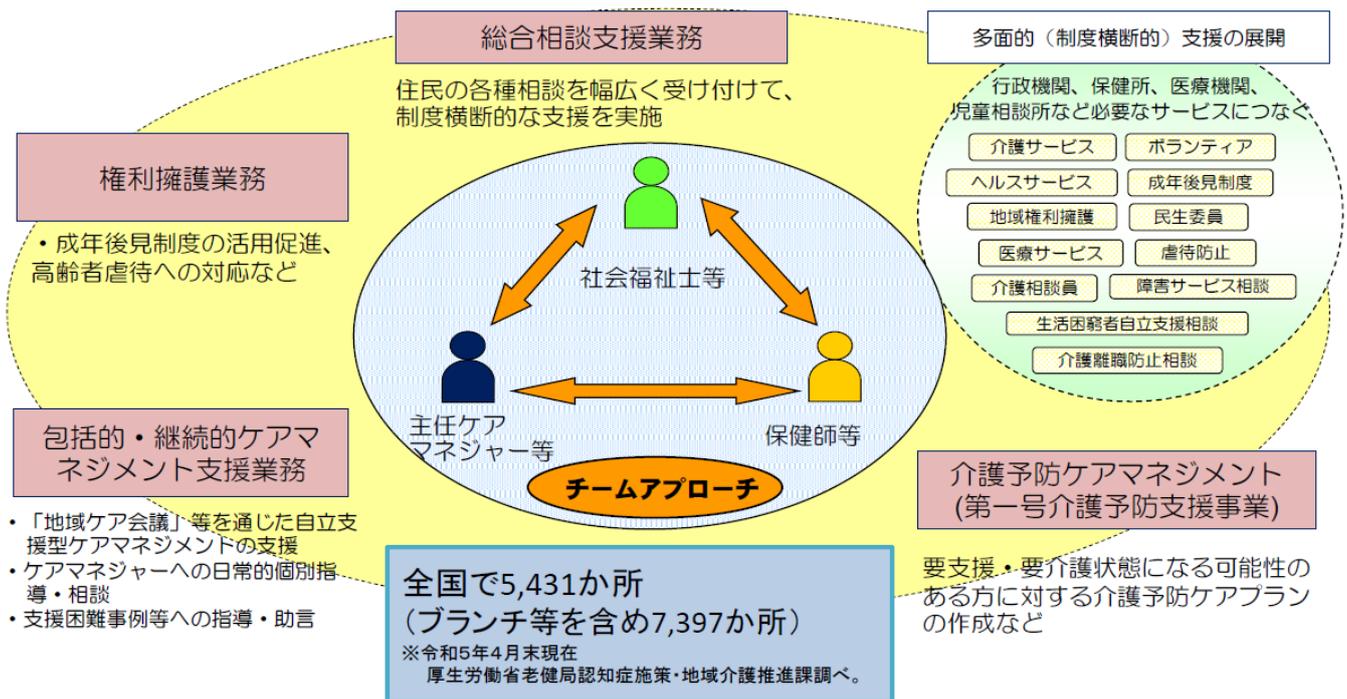
設置の目的（根拠法：介護保険法第115条の46）

「地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援業務等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関」として設定されるもので、平成18年度より制度化された。

厚生労働省資料

### 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）



## 2 地域包括支援センター設置主体

「市町村は、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業の実施を委託することができる。」（介護保険法第115条の47）

久留米市は、全11箇所の地域包括支援センターの運営を、「一般社団法人くるめ地域支援センター」に委託している。

## 3 久留米市の日常生活圏域と地域包括圏域

久留米市では、高齢者人口が7,500人程度の「日常生活圏域」（A～K圏域）を設定している。

日常生活圏域を5つの「包括圏域」にまとめ、それぞれに2～3か所の地域包括支援センターを設置しており、現在は合計11か所に設置している。

包括圏域	日常生活圏域	センター名称	小学校区	設置箇所
中央	B	中央	荘島・日吉・篠山・南薫・長門石	HM久留米ビル（東町）
	D	中央第2	京町・鳥飼・金丸	IKEDAビル（原古賀町）
	A	中央第3	西国分・東国分	え～るピア久留米敷地内
東	K	東	山川・山本・草野・善導寺・大橋	東部地域高齢者ケアステーション
	H	東第2	船越・水分・柴刈・川会・竹野・水縄・田主丸	田主丸総合支所
西	I	西	城島（下田、浮島含む）・青木・江上・犬塚・三瀨・西牟田	三瀨総合支所
	J	西第2	荒木・安武・大善寺	市営大善寺団地No.8棟
南	F	南	上津・高良内（青峰を含む）	南部保健センター
	C	南第2	南・津福	教育センター
北	G	北	小森野・宮ノ陣・北野・弓削・大城・金島	コスモすまいる北野
	E	北第2	御井・合川	地場産くるめ

#### 4 地域包括支援センターの事業内容(令和6年度)

久留米市が委託する令和6年度の業務内容は以下のとおり。

①第1号介護予防支援業務	要支援者、及び「基本チェックリスト」の記入内容が、総合事業対象者と判断できる者に対して提供されるケアマネジメント等
②包括的支援業務	
ア 総合相談支援業務	各種相談対応、地域におけるネットワーク構築、実態把握等
イ 権利擁護支援業務	成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待防止、困難事例への対応等
ウ 包括的・継続的ケアマネジメント	関係機関、介護支援専門員等のネットワークの構築・活用等
エ 認知症総合支援業務	症状・容態に応じた適切な医療・介護サービスの提供、認知症の人と家族にやさしい地域づくり等
③地域ケア会議業務	個別事例の検討を通じた多職種協働によるケアマネジメント支援、地域のネットワーク構築等
④認知症地域支援推進員業務	認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築等
⑤介護予防活動	介護予防に係る地域課題を把握し、自主的に介護予防に取り組むまちづくりを推進する
⑥地域包括支援センター連携業務	行政、職能団体、医療・介護サービス事業者等との総合調整
⑦指定介護予防支援業務	指定介護予防支援事業所の指定を受け、居宅要支援被保険者に係る指定介護予防支援業務等
⑧地域包括支援センター評価の実施・協力	地域包括センター運営の公正・中立性及び活動状況等の自己評価等
⑨重層的支援体制整備事業への対応	改正社会福祉法第106条の4（令和3年4月施行）の規定により、本市が推進する重層的支援体制整備事業への協力等

#### 5 地域包括支援センターの職員配置について

##### (1) センターの人員について

センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととされている（施行規則第140条の66第1号イ）。

久留米市では、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を各地域包括支援センターに1名以上配置することに加え、令和3年度より認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに1名配置することを要件としている。

## (2) 職員配置数

国は「高齢者人口 3,000 人以上 6,000 人未満ごと」に 3 職種を 1 人ずつ常勤で配置するとしている。

久留米市でも同様に、「久留米市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例」において、高齢者人口 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに 3 職種を 1 人ずつ常勤で配置することとしている。

令和 6 年度から令和 8 年度においては、業務委託仕様書において地域包括支援センター 11 箇所の総配置職員数は下表のとおりとしている。

### ○久留米市地域包括支援センター総配置職員数（令和 6 年度～令和 8 年度契約）

令和6年度			令和7年度			令和8年度		
3職種	認知症 推進員	事務 職員	3職種	認知症 推進員	事務 職員	3職種	認知症 推進員	事務 職員
59	11	4	60	11	4	61	11	4

※参考 久留米市地域包括支援センター 職員配置人数（令和 7 年 3 月 31 日現在）

地域包括支援センター職員配置状況（単位：人）					令和7年3月31日 現在		
センター	高齢者 人口	保健師等	社会福祉士	主任介護 支援専門員	三職種 合計	ケアプラン 専従	合計
中央	9,164	2	5	2	9	1	10
中央2	7,637	3	2	1	6	1	7
中央3	7,576	3	2	1	6	0	6
東	6,587	2	4	1	7	1	8
東2	6,220	2	3	1	6	0	6
西	8,944	2	3	2	7	0	7
西2	7,938	2	3	2	7	0	7
南	8,347	3	2	1	6	0	6
南2	7,615	2	3	3	8	0	8
北	9,173	3	2	1	6	1	7
北2	5,451	2	2	1	5	0	5
合計	84,652	26	31	16	73	4	77

## 6 地域包括支援センター運営協議会について

### (1) 設置根拠（介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 2 号ロ）

地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

### (2) 運営協議会の役割等

運営協議会の目的は、センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正か

つ中立な運営の確保を目指すことである。そのため、センターに年度毎の事業計画を立てさせ、業務の遂行状況を評価し、次年度の事業に反映させる等、PDCAサイクルを確立させるために、センターから事業計画書等を提出させて評価する必要がある。

### (3) 構成員

運営協議会の構成員については、次に掲げるところを標準とし、センターの公正・中立性を確保する観点から、地域の実情に応じて市町村長（特別区の区長を含む。）が選定する。なお、構成員は非常勤とし、再任することができる。

- ①介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び織能団体（医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機訓練指導員等）
- ②介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者（第1号及び第2号）
- ③介護保険以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- ④前各号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験者

### (4) 所掌事務

①地域包括支援センターの設置等に関する事	圏域の設定	
	業務の法人への委託	
	業務を委託された法人による総合事業および予防給付に係る事業の実施	
	介護予防支援業務を委託できる居宅介護事業所の選定	
公正・中立性の確保に関する事		
②地域包括支援センターの行う業務の方針に関する事	市町村が示すこととされている、地域包括支援センターが行う業務に係る方針が適切かどうか市町村に対して意見を述べるものとする	
③地域包括支援センターの運営に関する事 (※市町村の点検・評価の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、必要な基準を作成したうえで、定期的または必要時に地域包括支援センターの事業内容を点検・評価します)	運営全体に関するもの	組織・運営体制 ・センターの人員体制が業務に対して適切なものとなっているか ・担当区域における高齢者のニーズ把握を行っているか ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか
		個人情報の保護 ・責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか
		利用者満足の向上 ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか
		公平性・中立性の確保 ・公平性・中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介

		や指定介護予防支援業務の委託先の選定を行っているか
	個別の業務に関するもの	総合相談支援業務 ・相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか
		権利擁護業務 ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか
		包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか
		介護予防に係るケアマネジメント ・多様な地域資源がケアプランに位置づけられているか
		市町村事業との連携 ・在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか
④地域包括支援センターの職員の確保に関する事		地域包括支援センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や関係団体等の中で調整を行う
⑤その他の地域包括ケアに関する事		地域における介護保険以外のサービス等と連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会資源の開発、その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う

## 久留米市地域包括支援センターの運営に関する協議会設置要綱

### (設置目的)

第1条 久留米市における地域包括ケアの中核的機関である「地域包括支援センター」について、適切、公正かつ中立な運営を確保することを目的として、介護保険法施行規則第140条66第2号の規定に基づき、久留米市地域包括支援センターの運営に関する協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 運営協議会は、次に掲げる分野又は団体等の関係者の中から市長が委嘱する委員で構成することとし、委員の半数以上は、久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会の構成委員とする。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び保健医療に関する職能団体
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者
- (3) 地域の社会資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 地域ケアに関する学識経験者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な分野又は団体等の関係者

### (任務)

第3条 運営協議会は次に掲げる事項の協議を行う。

- (1) 地域包括支援センターの設置、運営及び評価等に関すること。
- (2) その他地域包括支援センターの運営に関し必要な事項。

### (会長及び副会長)

第4条 運営協議会には会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (任期)

第5条 運営協議会委員の任期は、3年以内とし、市長が決定する。

- 2 委員は、再任を妨げない。

### (会議)

第6条 運営協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

### (庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、健康福祉部長寿支援課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。